

ご挨拶

謹啓 初春の候 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび私は平成29年1月より、名古屋市中区丸の内三丁目にて「堀田泰成法律事務所」を開所いたしました。

弁護士登録以来6年間、浅賀哲弁護士を始め各先生方のご指導のもと不動産取引、売掛金回収、労働問題、倒産事件、交通事故、海外取引、家事事件、刑事事件等多くの経験を積ませていただきました。

これまでの経験を活かし、企業や個人を問わず多くの皆様のお役に立ちたいとの思いから、自らの法律事務所を開所いたしました。

当事務所は、地下鉄久屋大通駅と愛知県本庁舎の天津通沿い中間に位置し、同駅から徒歩約3分の大変利用しやすい場所です。

より良い問題解決のために、誠実かつ迅速な法的サービスの提供ができるようこれまで以上に日々努力してまいりますので、今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

謹白

平成29年1月吉日

〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目6番41号

AMビル9階

堀田泰成法律事務所

弁護士 堀田泰成

Tel052-962-2208 Fax052-962-2218